

津市上下水道事業公告第 3 2 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 7 年 8 月 1 日

津市上下水道事業管理者 松 下 浩 己

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

津市上下水道料金等未収金管理回収業務委託

(2) 業務委託の概要

ア 趣旨

本業務委託は、津市の水道料金、再開栓手数料、公共下水道使用料、市営浄化槽使用料、共同汚水処理施設使用料及び農業集落排水処理施設使用料の未収金管理回収業務を弁護士（弁護士法人を含みます。）に委託することにより、法律の専門家である弁護士の客観的な視点で判断し、効率的かつ効果的な債権管理、回収を図るものです。

イ 業務委託の対象となる債権見込額及び見込件数

業務委託の対象となる債権見込額は、総額で約 3 億円（水道料金、再開栓手数料、公共下水道使用料、市営浄化槽使用料、共同汚水処理施設使用料及び農業集落排水処理施設使用料を含みます。）で、見込件数としては、約 13,000 件とします。

ウ 業務の詳細

別紙仕様書のとおりとします。

(3) 業務の履行期間

契約締結日から令和 10 年 8 月 31 日まで

ア 本業務委託の契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 23 条の 3、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」といいます。）第 167 条の 17 及び津市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 18 年津市条例第 319 号）第 2 条第 2 号に基づく長期継続契約とします。

イ 本業務委託の契約は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 33 条の 2 及び令第 158 条第 1 項に基づく公金の徴収又は収納の事務の委託契約とします。

ウ 津市は、本業務委託の契約の締結の日の属する年度以降において、津市の収入及び支出予算の金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(4) 本業務委託の委託料

本業務委託の委託料は、収納額に対しての完全成功報酬制とし、官公署に対する照会や郵送に係る費用その他諸費用は、すべて受託者負担としま

す。

また、委託料は、本業務委託に係る実績報告書の内容を津市が確認した上で、収納金額が津市に払い込まれたことを確認した後、当該収納金額に成功報酬率を乗じて算定された金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた金額）の委託料を、請求書受理後30日以内に津市は各月毎に支払うものとします。

2 入札の参加者に必要な資格

入札の参加資格要件は、次の各号に掲げるすべての要件を満たす者としす。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 納期の到来している国税・都道府県税・市町村税を完納している者
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者（民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。）
- (4) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者
- (5) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止期間中でない者
- (6) 弁護士法（昭和24年法律第205号）第8条の規定に基づく弁護士名簿に登録された弁護士又は同法第30条の2第1項の規定に基づき設立された弁護士法人であって、同法第56条第1項の規定に基づく懲戒を受けていない者
- (7) 直近10箇年（平成27年度以降）の間に、地方公共団体及び地方公営企業法第39条の2に規定する企業団から受託した、弁護士法第72条に規定する法律事務による債権管理回収業務の実績（1年以上かつ1年間に200件以上の支払催告件数の実績）を有する者

3 入札の参加申込みに係る書類の配付

(1) 期間

令和7年8月1日（金）から15日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

(2) 場所

津市上下水道管理局 営業課

（〒514-0073 津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階）

(3) 時間

上下水道庁舎開庁日の午前8時30分から午後5時15分まで

(4) 上記以外の配付先

インターネットによるダウンロードサービス

（津市ホームページ トピックス <http://www.info.city.tsu.mie.jp>）

4 本件入札に係る仕様書に関する質問及び回答

(1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

令和7年8月8日（金）午後5時15分（必着）

イ 提出場所

津市上下水道管理局 営業課

（〒514-0073 津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階）

ウ 提出方法

仕様書等に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に持参、電子メール又はFAX（電子メールの場合は、代表者氏名の自署が分かるように（自署でない場合は、記名と押印が分かるように）第1号様式をPDFファイル等に複写してください。）により提出してください。

《送信先》

電子メール 237-5805@city.tsu.lg.jp

FAX番号 059-237-5819

エ その他

電話・口頭等による質問、提出期限を過ぎて提出された質問書及び代表者氏名が自署（自署でない場合は、記名と押印が必要です。）でない質問書は受け付けません。

また、電子メール・FAXの場合は電話等で到着の確認を必ず行って

ください。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

令和7年8月14日（木）

イ 回答方法

津市ホームページの「事業者のみなさまへ」「入札・契約」「物件・業務委託関係（上下水道事業）」「発注情報（物件・業務委託）」において公開します（質問者名は非公開とします。）。

また、意見の表明と解されるものについては、回答しない場合があります。

なお、入札後において仕様等についての不明を理由とした異議の申し立て及び回答に対する再度の質問は原則認めませんので、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

5 入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければなりません。提出期限までに当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期限

令和7年8月15日（金）午後5時15分（必着）

なお、この提出期限を過ぎて送達された申請書類は受理しません。

また、郵送による、未達等のトラブルに関して津市では一切の責任を負いませんので、必ず電話等で到着の確認を行ってください。

(2) 提出場所

津市上下水道管理局 営業課

（〒514-0073 津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階）

(3) 提出方法

提出場所に持参又は郵送によるものとし、郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

(4) 提出書類

提出書類は、次のアからクまでとし、それぞれ正本1部を提出してください。ただし、官公署が交付した証明書書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日前3箇月以内に発行されたもの）を提出するこ

とし、「（写し可）」と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小してください。）で、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって提出することは差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、エからカまでの書類を省略することができますので、アの条件付一般競争入札参加資格審査申請書の3の□にレ点を入れてください。

また、申請書類は提出書類一覧表の番号順に並べて提出してください。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 完納証明書等（アの申請書の提出日前3箇月以内に証明されたものに限ります。）（写し可）

(ア) 国税に関する証明書

国税の未納の税額がないことの証明書（個人事業主にあつてはその3の2、法人にあつてはその3の3）

(イ) 都道府県税及び市町村税完納証明書

本社所在地における都道府県税及び市町村税の完納証明書を提出してください。

なお、支店等が入札及び契約を行う場合は、本店所在地及び支店等所在地の都道府県税及び市町村税の完納証明書を提出してください。

また、新規に支店等を開設した場合は、「法人等開設届（写）」を添付してください。

なお、地方公共団体において完納証明書が発行できない場合は、滞納がないことを証する書面を提出してください。

エ 登記事項証明書（次の(ア)から(ウ)のいずれかの書類を提出すること）（写し可）

(ア) 法人にあつては、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

(イ) 商号登記している個人にあつては、登記事項証明書（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）

(ウ) 商号登記していない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書

オ 印鑑証明書（写し可）

カ 使用印鑑届（第４号様式）

入札、見積り及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、実印と同じ場合は実印を押印したものを提出してください。

キ 弁護士の資格及び弁護士会への登録が分かる書類並びに現に懲戒を受けていないことが分かる書類（写し可）

ク 業務実績届出書（第５号様式）、当該業務委託契約書等（仕様書を含みます。）の写し及び委託業務完了確認書等の業務が完了したことのわかる書類（写し可）

(5) 入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、令和７年８月２０日（水）までに条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第６号様式）に入札者確認票（第７号様式）を同封し、通知するものとします。なお、本件入札の参加資格の確認を申請した時に提出された書類は、本件入札の参加資格の有無にかかわらず、返却しません。

6 入札及び開札の日時、場所

(1) 日時

令和７年８月２６日（火）午後２時

(2) 場所

津市殿村５番地 津市上下水道庁舎２階 入札室

7 入札保証金

入札保証金は免除とします。

8 入札の無効

津市契約規則（平成１８年津市規則第４０号。以下「規則」といいます。）第１９条各号のいずれかに該当する入札は無効とします。

9 契約保証金

契約保証金の納付を免除します。

10 その他注意事項

(1) 入札に当たっては、入札書（第８号様式）を使用し、仕様書に基づく入札金額及び成功報酬率を鮮明に表示し、封筒（津市条件付一般競争入札参加者心得参照）に入れ、貼合わせ部分（原則３か所）に封印をしてください。

入札金額は、債権収納見込額４００万円に、成功報酬率を乗じて得た額

(消費税及び地方消費税を除きます。)をもって表示してください。

なお、入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

また、契約については成功報酬率によるものとします。

- (2) 落札者の決定は、予定価格の範囲内において、入札金額に100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)が最低価格となった入札者とし、最低価格入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定するものとします。
- (3) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (4) 天災その他やむ得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (5) その他入札の参加者は、別添「津市条件付一般競争入札参加者心得」に留意の上、入札を行ってください。

【問い合わせ先】

〒514-0073

三重県津市殿村5番地 津市上下水道庁舎2階
津市上下水道管理局 営業課 料金担当

電話番号 059-237-5805

FAX 059-237-5819

メールアドレス 237-5805@city.tsu.lg.jp